

「インフラシステム輸出に向けた現地調査・情報普及事業」公募公告

2019年5月20日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 赤星 康

次のとおり公募に付します。

1. 調達内容

- (1) 案件名 : インフラシステム輸出に向けた現地調査・情報普及事業に係る  
業務委託先の公募
- (2) 採択件数 : 3件程度
- (3) 調達案件の仕様等 : 公募説明書による。
- (4) 履行期間 : 契約締結日から2020年3月31日まで。
- (5) 業務委託限度額 : 10,000,000円(税込)
- (6) 応募方法 : ①応募者は公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。  
公募説明書で定める評価基準を基に採択者として決定する。  
②応募者は応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てる  
ことができない。

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。また、全省庁統一資格をもって公募に参加し委託先となった場合は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとする。
- (3) 上記2.(2)の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。  
申請期限: 2019年6月3日(月)17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記8.に記載のとおり。  
審査結果: 2019年6月4日(火)17時00分までに同デスクより連絡する。
- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。

### 3. 応募書類の提出場所等

- (1) 応募書類の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 ビジネス展開・人材支援部 新興国ビジネス開発課 担当 大野、石川

TEL : 03-3582-5542 FAX : 03-3582-1630

- (2) 公募説明書の交付場所 本公告の日から上記3. (1) 及び公募説明会会場にて交付。

- (3) 公募説明会の日時及び場所

2019年5月31日（金） 10時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 5B会議室 （5階）

- (4) 質問の受付

① 質問の受付方法：Eメール BDE-INFRA@jetro.go.jp

② 質問の受付期間：2019年5月31日（金）12時00分から

2019年6月6日（木）17時00分まで

③ 質問の回答方法：Eメール（公募説明書を受領した者全員に回答する）

④ 質問の回答期限：2019年6月10日（月）17時00分

- (5) 応募書類の受領期限

2019年6月19日（水） 17時00分（郵送の場合は必着のこと）

※上記3. (1) まで持参または郵送すること。

※郵送の場合は書留郵便等配達記録が残るものに限る。

※FAX やE-mail 等での提出は受け付けない。

※提出書類は返却しない。

### 4. 契約形態

- (1) 契約

日本貿易振興機構と委託先が業務委託契約書を締結する。

- (2) 支払い方法

業務終了後、委託先が業務完了報告書を提出し、日本貿易振興機構が業務の完了を確認したのち、請求書の受け取りをもって支払う。日本貿易振興機構は、契約締結日より前に発生した本事業に係る経費は負担しない。

### 5. 応募書類

応募者は上記3. (5) の受領期限までに、公募説明書に基づき、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 応募申請書 正：1部、写：6部

- (2) 事業提案書 正：1部、写：6部
- (3) 支出計画書（積算根拠資料を添付） 正：1部、写：6部
- (4) 競争参加資格を有することを証明する書類の写し（申請中の場合は申請書の写し）、又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し 1部

## 6. 選定方法および選考基準

### (1) 選定方法

提出された応募書類をもとに、「2. 応募資格」を満たしているかを審査する。応募資格を満たしている者の提案書、支出計画書に基づき、選考基準にしたがって、外部審査委員を含む複数名が審査する。審査は、書類審査（6月中旬）及びプレゼンテーション審査（6月中下旬、応募者から1名が参加）からなる。書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までに日本貿易振興機構から連絡することがある。

### (2) 選考基準

公募説明書内の「3-4. 選定方法および選考基準」に基づき総合的に評価する。

### (3) 選定結果の通知・公表

- ① 2019年7月上旬を目処に採択者（3件程度）を選定し、日本貿易振興機構から全応募者宛に選定結果通知書を送付するとともに、ウェブサイトに公示する。ただし、審査の状況等により全体のスケジュールが多少前後することがある。なお、選定理由等の問い合わせには一切応じない。
- ② 採択後、採択者と日本貿易振興機構で打ち合わせを実施すると共に日本貿易振興機構にて支出計画書の精査を行い、契約締結準備を行うが、採択は契約を保証するものではない点に留意すること。

## 7. 個人情報の取り扱い

この企画競争に関して書類に記入された個人情報は、業務委託先選定のために利用する。

## 8. 競争参加資格に関する問い合わせ先

競争参加資格の申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイト参照のこと。

<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

【お問い合わせ先】日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階  
(オフィスサプライセンター内)

TEL : 03-3582-4955 FAX : 03-3505-6579

E-mail : [touroku@jetro.go.jp](mailto:touroku@jetro.go.jp)

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開する

などの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）